

★年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。支給要件に該当しない場合には支給されません。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象となる方】

■高齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・ 65 歳以上である
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である

■障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・ 前年の所得額が約 472 万円以下である

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

対象になる方には、日本年金機構から請求可能である旨のお知らせを送付します。同封の請求書に記入し、提出してください。

②これから基礎年金を請求する方

基礎年金の請求手続きとあわせてお近くの年金事務所で手続きをしてください。

※ご不明な点は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・ 相談日 10月11日(火)・25日(火)
- ・ 相談場所 市立市民学習センター 103 研修室
- ・ 相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号がわかる書類をご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・ 相談日 10月20日(木)
- ・ 相談場所 浜田年金事務所
- ・ 相談時間 13:00 ~ 16:00



☆要予約 10月12日(水)までに予約

- ・ 予約方法 電話またはFAX ※代理可
(記載事項: 住所、氏名、FAX 番号、相談内容、相談希望時間)

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- <記載事項> 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容
5. 予想される効果 6. 希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

市長への手紙

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456
メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）
※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

